

灯火運用卓等の据付工事に係る設計等が不適切

3件 不当金額(支出) 1642万円
(前年度 1件 381万円)

1 補助事業の概要

空港整備事業として、2県は、南紀白浜、奄美両空港の管制塔において、飛行場灯火を操作するための灯火運用卓を更新するために灯火運用卓を製作し据え付ける工事(以下「灯火運用卓の据付工事」)等を実施したり、鹿児島県は、奄美空港の予備発電電源室において、予備発電機を操作するための機関操縦計器盤を更新するために機関操縦計器盤を製作し据え付ける工事等を実施したりした。

2県は、灯火運用卓の据付工事等を「航空灯火・電気施設工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」)等に基づいて施工することとしている。

共通仕様書によれば、機器をフリーアクセス床に据え付ける場合は、床パネルの下部に架台を設け、機器と架台をボルト等により結合した上で、架台をボルト等により床コンクリートに直接固定するなどとされている。そして、機器をフリーアクセス床に据え付ける場合のように、機器を床コンクリートにアンカーボルトにより直接緊結しない場合には、「建築設備耐震設計・施工指針」によれば、鉄骨部材である架台を設けた上で、当該架台をアンカーボルトにより床コンクリートに緊結するなどとされている。

また、工事契約書によれば、設計図書の表示が明確でないときは、請負人は県が定めた監督員又は監督職員に確認を請求しなければならないこと、監督員又は監督職員は請負人に承諾を与えるなどすることとされている。そして、鹿児島県における灯火運用卓の据付工事の特記仕様書において、請負人は、監督職員の承諾を得た後に架台の製作を行うこととなっている。

2 検査の結果

和歌山県において、監督員の承諾を得ないままフリーアクセス床の床パネルの下部に架台を設けずに床パネル上の灯火運用卓をアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどして、床パネルと床コンクリートの間で当該アンカーボルトが露出していたり、鹿児島県において、監督職員の承諾を得てフリーアクセス床の床パネル上の灯火運用卓を床パネルの下部の等辺山形鋼とボルトで固定しただけで、床パネルの下部に架台を設けてアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどしていなかったりしていた事態が見受けられた。また、鹿児島県において、監督職員の承諾を得て機関操縦計器盤の底面前側をアンカーボルトにより床コンクリートに固定しただけで、同計器盤の底面後側は床コンクリートに凹状にある配線用のピットを考慮した架台を設けてアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどしていなかった事態が見受けられた。

このため、灯火運用卓及び機関操縦計器盤は、地震時に作用する水平力等により転倒するなどし、地震時における所定の機能が維持できないおそれのある状態となっていて、これらに係る国庫補助金相当額計1642万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額	工事の内容
国土交通 本省	和歌山県	平成 25、26	円 1億6673万 (1億6673万)	円 8336万	円 1110万 (1110万)	円 555万	灯火運用卓の 据付工事
同	鹿児島県	29～ 令和元	3億1176万 (3億1176万)	2億4940万	1231万 (1231万)	984万	同
同	同	平成30	1億3269万 (1億3269万)	1億0615万	127万 (127万)	102万	機関操縦計器 盤の据付工事
計	2事業主体		6億1118万 (6億1118万)	4億3893万	2469万 (2469万)	1642万	